

I. 事実の概要

5 XはA(63歳)の家に侵入すると、Aの胸ぐらを掴んで仰向けに倒し、右手で口部を抑え、さらにその顔面を夏蒲団で覆い、鼻口部を圧迫した。これによってAは反抗を抑圧され、XはA所有の現金及び貯金通帳を強取した。その際、前記暴行により、同所において、Aを鼻口部閉塞に基づく窒息により即時死に至らしめた。

10 尚、Aには重篤な心臓疾患があり、このような事情がなければ致死結果を生じることにはなかったが、A自身この事情を把握していなかった。

Xの罪責を論ぜよ。

参考判例:最高裁昭和46年6月17日第一小法廷判決

15 II. 問題の所在

Aには重篤な心臓疾患があり、このような事情がなければ致死結果を生じることにはなかったため、Xの行為とA死亡結果との間に因果関係を認めることができるかが問題となる。

III. 学説の状況

20 A条件説

条件関係、即ち、その行為がなければその結果は発生しなかったという関係が行為と結果との間に成立していれば刑法上の因果関係を肯定する説¹。

B相当因果関係説

25 α主観的因果関係説

行為者が認識・予見した事情および認識・予見可能な事情を判断基底として相当性を判断する説²。

β折衷的相当因果関係説（刑法は一般市民の行為を規律する行為規範説に準拠）

30 一般人が認識・予見可能な事情および行為者が特に認識・予見していた事情を判断基底として相当性を判断する説³。

¹ 井田良『講義刑法学・総論【第2版】』（有斐閣、2019年）132頁。

² 井田・前掲134頁。

³ 同上。

Y 客観的相当因果関係説（刑法は裁判所が裁判をするためのものであるとする裁判規範説に準拠）

行為当時に存在した全事情および行為後に生じた客観的に予見可能な事情を判断基底として相当性を判断する説⁴。

5

C 危険の現実化説

条件関係の存在を前提に、行為の危険が結果に現実化したときに刑法上の因果関係を認める説⁵。

10 IV. 判例

最高裁昭和 25 年 3 月 31 日判決。刑集 4 卷 3 号 469 頁。

[事実の概要]

被告人甲が、被害者乙の左眼の部分を右足で蹴りつけ、これにより乙の左眼に傷害を負わせた。しかし、この傷害及び甲の暴行は、致命的なものではないが（医師によると、かかる傷は加療 10 日程度）、乙には脳梅毒があり、脳に高度の病的変化があったので、顔面に激しい外傷を受けたため脳組織を一定程度崩壊させ、その結果死亡に至ったのである。

15

[判旨]

「…鑑定人の鑑定により被告人の行為によって脳組織の崩壊を来した者であること従って被告人の行為と被害者の死亡との間に因果関係を認めることが出来るのであってかかる判断は毫も経験則に反するものではない。又被告人の行為が被害者の脳梅毒による脳の高

20 度の病的変化という特殊の事情さえなかったならば致死の結果を生じなかったであろうと認められる場合で被告人が行為当時その特殊事情のあること知らずまた予測もできなかったとしてもその行為がその特殊事情と相まって致死の結果を生ぜしめたときはその行為と結果との間に因果関係を認めることが出来るのである。」

25

[引用の趣旨]

本問のように、行為当時に行為者が予測し得なかった事実が介入し、これにより結果が発生した事案について、代表的な判断を下した判例であり、又、本問の参考判例となっている最高裁昭和 46 年 6 月 17 日判決刑集 25 卷 4 号 567 頁判示 631 号や類似事案の最高裁昭和 49 年 7 月 5 日決定刑集 28 卷 5 号 194 頁が引用している判例でもあるので、本問の検討をする際に判断の基底となる資料である。

30

最高裁平成 2 年 11 月 20 日決定。刑集 44 卷 8 号 837 頁。

[事実の概要]

被告人は、午後 8 時頃から午後 9 時頃までの間、自己の営む飯場において、被害者に暴

⁴ 同上。

⁵ 井田・前掲 135~136 頁。

行を加えた結果、恐怖心による心理的圧迫等によって、被害者の血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた後、同人をとある建材会社の資材置き場まで運搬し、これを放置して立ち去ったところ、次の日に同脳出血により死亡するに至った。しかし、被害者は、その生存中、何者かによって角材でその頭頂部を数回殴打されており、この暴行が既に発生していた上記脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えた。

[判旨]

「…犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ、本件において傷害致死罪の成立を認めた原判断は、正当である。」

[引用の趣旨]

何者、即ち、特定の出来ない未知の第三者による行為が結果に介入した際に、行為者の行為と実現された結果の間において因果関係を認定するにあたり、従来主張されてきた A-Y 説を採用した場合、かかる因果関係の認定は困難か、若しくは理論的にやや無理があるが、B 説をもってこれを説明する場合、行為者の行為たる暴行が、死亡結果を惹起する十分な危険性を有しているということから、被害者の死亡は危険が現実化されたのであり、因果関係を肯定することが出来るという説明が出来、B 説を採用するにあたり、有用な資料である。

V. 学説の検討

A 説(条件説)について

同説を採用した場合、仮に結果が異常な経過をたどって発生した場合において、その結果を、行為者に帰属させることになってしまう。これは即ち、極めて広範囲の結果が行為者に帰属することになり、窮極的には罪刑の適正に欠けるところである。

よって、検察側は A 説を採用しない。

B-α 説(主観的相当因果関係説)について

因果関係の議論は客観的帰属の問題であるところ、同説を採用する場合、行為者の認識・予見した事情、ないしこれが可能な事情のみを判断資料とするのであり、相当因果関係の有無が行為者の主観に依存することになるが、これは言い換えると、通常人が認識・予見可能であったとしても、行為者においてこれを認識・予見していなかった、若しくはで不可能であった場合、相当性は否定されるので、相当性の存否、延いては因果関係自体の存否が専ら行為者の主観によって決定される結論にたどり着き、これは客観性を欠ける結論である。

よって、検察側は B-α 説を採用しない。

B-β 説(折衷的相当因果関係説)について

同見解は、一般人の認識し得た事情を取り入れた上で、行為者が特に認識していた事情をも判断資料に加えることから、確かに、上述した A-α 説のような客観性の欠如の問題をある程度解決することが出来、又、その上で行為者の認識事情を取り入れるというフィルタリングをかけるということから、一定の合理性を有する見解であるということは否めない。

しかし、行為者が特に認識していた事実を取り入れるという点は、人によって相当性の存否が分かれるので、やはり客観性に欠ける結論となるので、客観性を追求すべき因果関係においては、妥当ではない。

よって、検察側は B-β 説を採用しない。

10

B-γ 説(客観的相当因果関係説)について

この説は、その名の通り、客観性を追求する説であることから、上述したような客観性の欠如の問題は解決される。しかし、同説を採用する場合、例えば高層ビルで被害者を突き落として殺害しようとして、突き落としたところ、その落ちている最中に第三者が被害者を狙撃して、即死させた場合や、飲み物に致死量の毒を入れ、これを飲んだ被害者が苦しみのあまり外に出たところ、被害者を殺害しようとして被害者宅にやってきた第三者が被害者を殺害した場合等、一般的に考えて予想もできないような偶然的事実をも判断材料とすることになり、偶発的事実を刑法的判断から排除するという因果関係の機能に矛盾する。

よって、検察側は B-γ 説を採用しない。

20

C 説(危険の現実化説)

同説は、具体的には実行行為の危険性が結果として現実化したか、もし直接的に現実化したものでなくても因果経過について予測可能性があるか、予測可能性が低い場合において刑法規範が禁止の根拠としている危険が現実化されたかの、三つの基準を用いて判断をする⁶。このような判断は因果関係を客観的に判断し、又、偶発的事実を判断から排除し、上述したような三つの説より多方面・多角度から事実を厳密・具体的に判断することが出来る。

よって、検察側は B 説を採用する。

VI. 本問の検討

30 1. X が A の家に侵入した行為について、住居侵入罪(刑法(以下法令名略)第 130 条前段)が成立しないか。

(1) 同罪に言う「侵入」とは、住居権者の意思に反する立ち入りを言う。

(2) 本件につき、A は X の立ち入りの目的を知っていれば、住居への立ち入りを許さなかったと考えられる。

35 (3) よって、住居侵入罪が成立する。

⁶ 井田・前掲 143 頁。

2. X が A の胸ぐらを掴んで仰向けに倒し、右手で口部を抑え、さらにその顔面を夏蒲団で覆い、鼻口部を圧迫し、A の反抗を抑圧した上で、A 所有の現金及び貯金通帳を強取した行為に強盗罪（236 条 1 項）が成立しないか。

(1) 同罪の構成要件は、①「暴行又は脅迫を用いて」②「他人の財物を」③「強取」したこと、④故意(38 条 1 項本文)である。

(2) 本罪の「暴行」とは、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の不法な有形力の行使を言う。

(3) 本件につき、X は A の胸ぐらを掴んで仰向けに倒し、右手で口部を抑え、さらにその顔面を夏蒲団で覆い、鼻口部を圧迫しているところ、現に A の反抗を抑圧しているおり、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の不法な有形力の行使と言え、「暴行」に当たる。(①)

(4) 「強取」とは、①を手段として、財物を奪取することを言う。

(5) 本件において、X は上記暴行により、「他人の財物」たる A 所有の現金及び預貯金通帳(②)を奪取しているため、「強取」に当たる。

(6) 故意とは、構成要件該当事実の認識認容を言うところ、X は上記の自身の行為を認識した上で、その行為に及んでいることから故意が認められる。(④)

(7) よって、構成要件該当性を満たし、違法性阻却事由や責任阻却事由は認められない。

(8) 以上より、X の上記行為に強盗罪が成立する。

3. X は、前記暴行により、A を鼻口部閉塞に基づく窒息により即時死に至らしめていることから強盗致死罪(240 条後段)が成立するように思われる。しかし、A の重篤な心臓疾患という事情がなければ死亡結果が生じることはなかったため、前記暴行行為と死亡結果の間に因果関係が認められるかが問題となる。

(1) 因果関係とは、実行行為と結果との関連性の問題であり、その判断に当たっては、客観的な判断と偶発的事実の排除が求められる。従って、検察側は C 説を採用する。よって、因果関係の肯否について、実行行為の危険性が結果として現実化したか、もし直接的に現実化したものでなくても因果経過について予測可能性があるか、予測可能性が低い場合において刑法規範が禁止の根拠としている危険が現実化されたかという基準を用いて判断する。

(2) 本説を採用することで、客観的な事情であり、かつ、偶発的事実でない被害者の特殊事情を考慮して判断することができる。従って、X の暴行行為と A の心臓疾患と相まって A を死亡させたと言える場合は、因果関係を肯定することができる。

(3) 本件において、A は 63 歳と高齢であるため、体力の衰えがあったと思われる。また、重篤な心臓疾患を抱えていた。そのような A に対して行った X の暴行行為は、A の呼吸を著しく阻害し、心臓に過度の負担をかけるものであったと言える。そして、X の暴行行為により A の心臓疾患と相まって A の死亡という結果が生じている。よって、X の暴行行為は窒息により A を死亡させる危険性を有するものであり、かかる危険性は鼻口部閉塞に基づく窒息による A の死亡という形で現実化している。

(4) よって、X の暴行行為と A の死亡結果との間に因果関係を認めることができる。

(5) そして、違法性阻却事由や責任阻却事由は認められない。

(6) 以上より、Xの上記行為には、強盗致死罪が成立する。

4. 従って、Xの行為には、住居侵入罪(130条前段)と強盗致死罪(240条後段)が成立し、両罪は手段と目的の関係にあることから牽連犯(54条1項後段)となる。

5

VII. 結論

Xの行為には、Aに対する住居侵入罪(130条前段)と強盗致死罪(240条後段)が成立し、両罪は牽連犯(54条1項後段)となり、Xはその罪責を負う。

10

以上